

改正案	現行
<p>かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱</p> <p>(設置目的) 第1条 この要綱は、次世代自動車（燃料電池自動車（F C V）及び電気自動車（E V））の普及等を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項) 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。 (1) 次世代自動車の普及推進方策の検討 (2) 次世代自動車の普及啓発 (3) 水素・燃料電池、蓄電池の普及拡大に関する事項 (4) その他次世代エネルギーシステムの普及推進に必要な事項</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、別表に掲げる会員で構成する。</p> <p>(座長) 第4条 協議会に座長を置く。 2 座長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室長を持って充てる。</p> <p>(会議) 第5条 協議会の会議は、座長が必要に応じて招集する。 2 協議会において、必要があると認めたときには、その会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(部会) 第6条 協議会には、水素・燃料電池自動車（F C V）部会及び電気自動車（E V）部会を設置する。 2 部会の設置に関する事項は別に定める。</p> <p>(ワーキンググループ) 第7条 各部会には、必要に応じてワーキンググループを設置する。 2 ワーキンググループの設置に関する事項は別に定める。</p> <p>(会議の公開) 第8条 協議会の会議は公開とする。 2 傍聴に係る手続等の必要な事項は別に定める。 3 会議の議事録は、すみやかに公開する。 4 議事録に会員名を記載する場合は、全会員の了解を得る。</p> <p>(事務局) 第9条 協議会の事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。</p> <p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮つて定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年8月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年10月24日から施行する。</p>	<p>かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱</p> <p>(設置目的) 第1条 この要綱は、次世代自動車（燃料電池自動車（F C V）及び電気自動車（E V））の普及等を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項) 第2条 协議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。 (1) 次世代自動車の普及推進方策の検討 (2) 次世代自動車の普及啓発 (3) 水素・燃料電池、蓄電池の普及拡大に関する事項 (4) その他次世代エネルギーシステムの普及推進に必要な事項</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、別表に掲げる会員で構成する。</p> <p>(座長) 第4条 協議会に座長を置く。 2 座長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室長を持って充てる。</p> <p>(会議) 第5条 協議会の会議は、座長が必要に応じて招集する。 2 協議会において、必要があると認めたときには、その会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(部会) 第6条 協議会には、水素・燃料電池自動車（F C V）部会及び電気自動車（E V）部会を設置する。 2 部会の設置に関する事項は別に定める。</p> <p>(ワーキンググループ) 第7条 各部会には、必要に応じてワーキンググループを設置する。 2 ワーキンググループの設置に関する事項は別に定める。</p> <p>(会議の公開) 第8条 協議会の会議は公開とする。 2 傍聴に係る手續等の必要な事項は別に定める。 3 会議の議事録は、すみやかに公開する。 4 議事録に会員名を記載する場合は、全会員の了解を得る。</p> <p>(事務局) 第9条 協議会の事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。</p> <p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮つて定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年8月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年10月24日から施行する。</p>

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年11月 日から施行する。

別表

区分	会員	備考
自動車メーカー	いすゞ自動車株式会社	
	<u>Commercial Japan Partnership Technologies 株式会社</u>	
	スズキ株式会社	
	株式会社SUBARU	
	トヨタ自動車株式会社	
	日産自動車株式会社	
	<u>日野自動車株式会社</u>	
	本田技研工業株式会社	
	マツダ株式会社	
	三菱自動車工業株式会社	
電池メーカー	三菱ふそうトラック・バス株式会社	
	エリーパワー株式会社	
	株式会社AESCジャパン	
	フォーアールエナジー株式会社	

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表

区分	会員	備考
自動車メーカー	いすゞ自動車株式会社	
	<u>Commercial Japan Partnership Technologies 株式会社</u>	
	スズキ株式会社	
	株式会社SUBARU	
	トヨタ自動車株式会社	
	日産自動車株式会社	
	<u>日野自動車株式会社</u>	
	本田技研工業株式会社	
	マツダ株式会社	
	三菱自動車工業株式会社	
電池メーカー	三菱ふそうトラック・バス株式会社	
	エリーパワー株式会社	
	株式会社AESCジャパン	
	フォーアールエナジー株式会社	

水素・電気供給事業者	岩谷産業株式会社		水素・電気供給事業者	岩谷産業株式会社	
	E N E O S 株式会社			E N E O S 株式会社	
	コスモ石油株式会社			コスモ石油株式会社	
	株式会社 J E R A			株式会社 J E R A	
	大陽日酸株式会社			大陽日酸株式会社	
	東京ガス株式会社			東京ガス株式会社	
	東京電力パワーグリッド株式会社			東京電力パワーグリッド株式会社	
	日本エア・リキード合同会社			日本エア・リキード合同会社	
水素関連事業者	株式会社鈴木商館		水素関連事業者	株式会社鈴木商館	
	株式会社タツノ			株式会社タツノ	
	千代田化工建設株式会社			千代田化工建設株式会社	
	東芝エネルギーシステムズ株式会社			東芝エネルギーシステムズ株式会社	
	トキコシステムソリューションズ株式会社			トキコシステムソリューションズ株式会社	
	那須電機鉄工株式会社			那須電機鉄工株式会社	
	日本製鋼所M&E株式会社			日本製鋼所M&E株式会社	
	三菱化工機株式会社			三菱化工機株式会社	
学識経験者	内田 裕久 (東海大学 特別栄誉教授／国際水素エネルギー協会 フェロー・副会長)		学識経験者	内田 裕久 (東海大学 特別栄誉教授／国際水素エネルギー協会 フェロー・副会長)	
	原田 亮 (東海大学工学部特定研究員(兼任) 総合科学技術研究所研究員／(国研) 産業技術総合研究所招聘研究員／水素エネルギー協会名誉会員)			原田 亮 (東海大学工学部特定研究員(兼任) 総合科学技術研究所研究員／(国研) 産業技術総合研究所招聘研究員／水素エネルギー協会名誉会員)	
行政	経済産業省関東経済産業局		行政	経済産業省関東経済産業局	
	横浜市			横浜市	
	川崎市			川崎市	
	相模原市			相模原市	
	神奈川県	座長		神奈川県	座長
(区分毎に五十音順)			(区分毎に五十音順)		